

管理番号 No. _____

重要事項説明書

(訪問入浴介護／
介護予防訪問入浴介護)

利用者： _____ 様

事業者： おふろ一ど訪問入浴ステーション

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	おふろーど訪問入浴ステーション
所在地	神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境107-6 タウンコート三ツ境303
連絡先	TEL: 045-489-5213 FAX: 045-489-5214
管理者名	田中等
サービス種類	訪問入浴介護
介護保険指定番号	1473402038号
サービス提供地域	横浜市瀬谷区、泉区、旭区、緑区、保土ヶ谷区、大和市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前8:30 ~ 午後17:30
土曜日	午前8:30 ~ 午後17:30
定休日	水・日 (年末年始: 12/31~1/3)

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	0名	1名
看護職員	正看護師	1名	2名	3名
介護職員	介護福祉士、ヘルパー2級	1名	3名	4名

2 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問入浴介護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問入浴介護のサービスを提供します。訪問入浴介護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問入浴介護のサービス提供に努めます。

(3) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、ご利用者様およびその家族にとどまらず、求めがあれば全ての方が閲覧することができます。

3 サービス内容

浴槽・その他入浴に必要な設備を持参のうえ、ご利用者様の自宅に出向き、全身入浴の介助を行います。ただし、ご利用者様の心身状況によっては、清拭・部分浴の介助になる場合もあります。

○サービスが提供できる時間帯

	早朝 (6:00~8:00)	通常 (8:00~18:00)	夜間 (18:00~22:00)	深夜 (22:00~6:00)
平日		○		
土曜日		○		
日・祝日		○		

※時間帯により料金が異なります。

4 利用料金

(1) 利用料金

介護保険の給付を利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割をご利用者様にお支払いいただきます。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用料金については、全額自己負担となります。

① 基本料金

	看護職員1名+介護職員2名の場合	介護職員3名の場合
全身入浴	1,408円	1,338円
清拭・部分浴	1,267円	1,205円
	看護職員1名+介護職員2名の場合	介護職員2名の場合
全身入浴（予防）	952円	904円
清拭・部分浴（予防）	857円	814円

※早朝（6:00～8:00）・夜間（18:00～22:00）は基本料金の25%増し、深夜（22:00～翌6:00）は基本料金の50%増しとなります。

② サービスの加算料金

初回加算	200単位	223円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	36単位	40円
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）※3	（介護報酬総単位数※1×10.0%）※2×11.12	

※1 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員処遇改善加算等の利用者負担額は、上記額－（上記額×負担割合（1円未満切り捨て））

(2) キャンセル料

① ご利用日の前営業日の15時までにご連絡いただいた場合	徴収しない
② ご利用日の前営業日の15時までにご連絡がなかった場合	利用者負担相当額

※ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金をいただきます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(3) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

全身入浴・清拭・部分浴	1回	介護報酬告示上の額と同額
-------------	----	--------------

(4) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	1kmにつき	徴収しない
-----	--------	-------

(5) その他

ご利用者様の住まいにおいて、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、ご利用者様の負担になります。

(6) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までに請求しますので、27日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。※振り込みの場合、振込手数料はご利用者様の負担となります。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月27日までに、利

	<p>ユーザー様が指定する口座より引き落としします。</p>
銀行振り込み	<p>サービスを利用した月の翌月27日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。</p> <p>横浜信用銀行 瀬谷支店 普通口座 0618725 オフロード)カ</p>

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問入浴計画作成と同時に契約を結んだ後、サービスの提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の30日前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します。）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様またはそのご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様またはそのご家族が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

(3) その他

- ① 交通事情などにより、訪問時間が多少前後することがございます。予めご了承ください。
- ② ご利用者様またはそのご家族が、当事業所の派遣するサービス従事者の交代を希望する場合は、理由を明らかにした上で、事業所に対して、サービス従事者の交代を要望することができます。

(4) 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、関係各位に連絡するとともに、必要な措置を迅速に講じます。

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

7 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知（1年に1回以上）
- (2) 虐待の防止のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）
- (3) 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	管理者	田中等
-------------	-----	-----

8 身体拘束の適正化について

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）と行いません。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底（1年に1回以上）
 - イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）

9 感染症対策について

事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及び万円の防止のための訓練の定期的な実施

10 業務継続計画の策定について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

11 ハラスメント対策について

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者およびその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

12 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	田中 等
電話番号	045-489-5213
受付時間	8:30～17:30

なお、当事業所では苦情対応について独自の取り組みを行っています。

--

当事業所以外に、横浜市の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	横浜市 はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター）
電話番号	045-263-8084
受付時間	月～金（祝日・年末年始は除く） 午前8時45分～12時・午後1時～午後5時

また、神奈川県社会福祉協議会に設置された「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や県と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	045-311-8861
受付時間	月～金（祝日・年末年始は除く） 午前9時～午後5時

13 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

【 会社の概要 】

社 名 おふろ一ど株式会社
資本金 1, 000, 000円
社員数 4名 (契約社員含む)
設 立 令和4年 10月
所在地 神奈川県横浜市瀬谷区南瀬谷 1-16-11
代表者 代表取締役 田中 等

【 事業内容 】

訪問入浴介護

【事業者】

住 所：神奈川県横浜市瀬谷区南瀬谷 1-16-11
社 名：おふろ一ど株式会社
代 表 者：代表取締役 田中 等

【事業所】

住 所：神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境 107-6 タウンコート三ツ境 303
事業所名：おふろ一ど訪問入浴ステーション
(指定番号 1473402038)

担当者 _____ より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【ご利用者】 住 所 _____

氏 名 _____

【代理人】 住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)

署名代行理由：